

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十二第

行發日一月四年五十正大

論叢

動物界の食糧問題……………教 授 川村多實二

國際課税における人及び證券の所在……………法學博士 神戸 正雄

勞農露國における勞働義務……………教 授 末 川 博

作州の農民騒動……………經濟學士 黑 正 巖

世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊 一

時 論

自作農維持策としての地租免除……………法學博士 河田 嗣 郎

講 演

木綿工業經營の現状一斑……………商學士 井 上 潔

雜 錄

總計豫算と純計豫算……………法學士 沙 見 三 郎

妙心寺の無盡講……………經濟學士 中川與之助

帝國大學經濟學部紀要の刊行について……………經濟學博士 本庄榮治郎

(禁 轉 載)

作州の農民騒動

黒 正 巖

はしがき 第一、作州農民騒動の年代史 第二、作州農民騒動の原因 第三、作州農民騒動の態様

第四、作州農民騒動の始末 結言

は し が き

改めていふ迄もなく我國の農民騒動は仲々古い起原と歴史とを有するものである。遠くは鎌倉時代にまで遡る事が出来るし、室町時代の土一揆の如きも農民騒動である。併し乍ら同じく農民騒動又は一揆と稱せらるゝものでも、時代の推移するにつれて著しくその本質が變化して居る。而て茲に私の謂ふ農民騒動とは、徳川時代前半期の末頃以來、各地方に發生した所謂百姓一揆の義にして、經濟的原因に基く一種の社會階級闘争の現れとしての、農民の社會運動を指稱するのである。かの戰國時代に於ける單なる政争を目的とし、又は信仰に關連せる超經濟的のものを除外する。この種の農民運動は徳川時代特にその後半期の顯著なる社會現象にして、今日の多の社會史家經濟史家、更には實際的社會運動家によつて多大の興味を以て取扱はれて居る。或は之を以て中央集權的封建制度の打破、庶民階級解放運動の前衛戰であるといひ、或は又明治維新は

百姓一揆 連續又は變形であるといひ、更には之を英雄劇とし、その殉教的態度を稱揚して民衆の熱を煽るの手段にさへも利用せられて居る有様である。

併し乍ら農民騒動が果し 右の如き意味を有するや否やは之を輕々に論斷する事は出来ない。多くの事例を比較研究して、その間に存する一定の傾向又は共通的本質を究明して初めて斷定しうるのである。私の拙き研究も之を目標とした努力の一端にすぎないのである。最近社會史や經濟史の研究が隆盛となるに伴ひ今迄世間に知られなかつた農民運動の事實が次第に發見せらるゝに至り、今では已に五六十年に達して居る。而てその地理的分布を見るに、同一地方に頻發した例は極めて少い様である。然るに昨年の秋作州地方を旅行し郷土史家矢吹金一郎氏を訪問せし際に、偶々氏が作州に頻發せる農民運動の記録を丹念に蒐集して秘藏せらるゝを見、非常なる驚歎と興味を感じたのである。即ち文献に存するものゝみでも元祿十二年より明治二年に至る百七十年の間に暴動となりしもの七回、暴動に至らずして折衝の結果平穩に終結せるもの二回、將に勃發せんとして事の起らざりしもの一回(なほ一回天明三年に津山町内に米一揆あり)である。今後資料の蒐集せらるゝにつれてかくの如き事例が發見せらるゝかも知れぬが、今日迄の所では私の寡聞を以てしては未だ類例のない現象である。勿論作州は徳川中世以後小藩に分割せられ、又幕領に屬する所もあつて、農民騒動が必しも同一領主に對して行はれたといふ譯けではないが、元來小國たる作州に於てかくも農民騒動が頻發した事につきては何等かの原因がなければならぬ。そこで先づ作州農民騒動の年代史を記し、進んでその原因、態様、顛末を述べて、その如何

なる性質の農民運動であつたかを明かにしようと思ふ。

第一 作州農民騒動の年代史

徳川時代の農民騒動といへば先づ承應二年の佐倉事件を以て筆を初めるのを常とするのであるが、併し之は農民の團體的暴動とはならなかつたのである。正確なる文献に存する最初の農民暴動は正徳四年に起つた武州小金井の騒動を以て嚆矢となすを常とした。然るに作州に於ては之に先立つ事十六年、元祿十一年三月に起つた。今日の所では之を以て徳川時代に於ける最古の農民暴動としなければならぬ。以下年次を追ふて農民騒動の概要を述べるであらう。由る所の文献は上掲矢吹氏所藏の「美作百姓騒動記録集」及び矢吹正則氏著美略史坤卷第四卷である。

(1) 元祿十一年(西紀一六九八年)十一月、元祿十年八月美作一圓の領主森氏は世嗣が絶つたので國除かれ、翌十一年五月松平長矩が封に就いた。それ迄は幕府の税法に則り五公五民を以て徵税してゐた、然るに松平氏は六公四民の税率としたので、東北條郡高倉村の四郎右衛門、佐右衛門、東南條郡高野本郷村の作右衛門等は元祿十一年郡代に歎願して、幕制に復せん事を乞ふ。郡代畑田治郎右衛門、山田仙右衛門は、諸藩は獨自の税法を有するを以て敢て幕制に倣ふの要なしとして聽許しなかつた。そこで右三人の百姓共は大衆の力を藉つて強制するに如かずと考へ、自らその指揮者となつて十一月十一日大舉して津山城下に侵入した。藩政府は士卒を出して争ひ、四郎右衛門等を捕縛した。四郎右衛門の兄堀内三郎右衛門は大庄屋であり乍らひそかに之に

1) 佐野學、日本社會史序論四六頁
木村靖二、日本農民騒動史一二九頁

干興して居たので捕へられ、翌十二年三月二十七日四郎右衛門等八人は死刑に處せられ事件は終末した。

(2) 享保十一年(西紀一七二六年)十二月、之は山中騒動として有名なもので已に諸種の書物に引用せられて居る。元來津山藩の徵稅期は十一月二十五日とせられて居た。然るにこの年勘定奉行久保新平は俄かに徵稅期を十月十五日に繰り上げ且つその間麥の播種を禁じた。その理由は明かでないが、松平氏にも直系の嗣が絶わたので封土を減する事となり、騒動發生地方たる大庭眞島の兩郡は一應幕府の手に歸する事になつた(後三浦氏勝山に之を領治す)ので、その爲めに早く租稅を取立てようとしたものと思はれる。農民は且つは憂ひ且つは憤り、物情甚だ險惡となつた。久保新平の擧は藩の許可を得ずして行つたものか、職祿を奪はれ且つ禁錮せられた。然るに十二月になつて、豫ねて期の至るを待つて居た眞島那見尾村彌次郎、仲間村牧分の徳右衛門、小童谷村日向の半六等は、松平氏滅封の事を聞き、大庭眞島の二郡は已に幕府に歸し、然かも先に納めた年貢は過重である、規定の期日以前に徵稅した點より見ても藩政府の役人共が横領するに違ないと宣傳した。茲に於て二郡の農民は久世村に會合してその地の代官三木保教に強訴し、或はその過分の租稅の返還、荒饑の救恤を主張した。代官は之を説服して退散せしめんとしたが果さず、竟に千八百俵の米券を與へたので、農民は一時解散して事なきを得た。然るに徳右衛門等は尙ほ之に満足せざりしのみならず、米券を與へたのは一時の詐術にして實物を與へるの意思ありや否やは疑はしい、今直ちに之を米に替へる必要があると宣傳した。二郡の農民は再び蜂起し

豪富を恐喝し金穀物品を掠奪した。翌十二年正月藩政府は三木保教及び山田補秋に附するに生殺の權を以て士卒數十人を率ひて之が鎮壓に向はしめた。正月七日右の兩人は新庄驛に至つた所、農民五六百人、銃や槍を携へて黒田村に會し襲撃の準備を爲しつゝあるを聞いた。そこで兩人は令を下して曰く、徳右衛門等は兇器を以て襲撃しようとして居るが、若し吾々に反抗し矛を向くるが如きあらば、片端から誅戮するであらう、併し中には不本意乍ら暴動に参加して居るものもあるから、かゝる農民をも一所に殺してしまふのは自分の忍びない所である、よく反正せしむるの要があると傳へた。之を聞いて脱走するもの續出した。爲めに徳右衛門等は積極的に反抗する事が出来なかつた、然るに十二日になつて又も黨を募つて土居村に會合して策をめぐらした。保教は豫ねて捕縛せし者五人を新庄驛頭に刺し殺し、その勢を驅つて夜半雪を冒し士卒を率ひて土居村に集合せる農民を襲撃し徳右衛門以下數十人を捕へた。同十三日西茅部村太郎兵衛等二十五人を土居村に斬り、三坂峠及び木路峠に梟首した。頭目たる彌次郎、半六等は逃亡せしも村民の告ぐる所となりて縛に就いた。二十五日眞加村善兵衛等八人を湯元村に斬首し、閏正月二日田原村茂七郎等七人を久世驛に斬殺した。黨をなすもの大に恐れ先に掠奪せし金穀物品を返還するに至つた、見尾村彌次郎は逃亡せしも最後に捕へられた。而て徳右衛門、彌次郎、半六等六人の頭目はその場に殺されずして一應津山に護送され審問の結果、終に三月十二日二宮村滑川の上りに梟首せられた。この騒動によつて先づ五十一人のものが犠牲となつたわけである。こんなに徹底的に糾弾した例は他に類がない様である。

(3) 元文四年(一七三九年)三月、之は幕領勝北郡地方に起つた農民騒動である。勝北騒動の記す所によれば、その發頭人たる北野村藤九郎、與三右衛門の兩名は豫ねて因幡に在りてその地の騒動に乗じ財物を掠奪して潜かに故郷に歸つたものでその味を覚え、以來事を起して掠奪を試みんとして居たとある。元文四年三月二日、右の兩人は村人平吉及び近藤村半四郎、作右衛門を誘ひ、飢饉を理由として連りに豪農を脅迫し且つ遠近の農民を煽動した。四日三十五箇村(是宗、宮内、北野、成松、高圓、久常、澤、柿、勝加茂西中、新野西下村等)の農民概ね皆之に従ふ。時に代官曾根五兵衛(下町村及び備中倉敷の兩所を兼治す)は備中に居たので、屬吏中丸清助、大鳥多吉等は力をつくして説諭したが之を鎮める事が出来なかつた、そこで使を津山に送り津山藩の援兵を求めた。津山藩は物頭北郷門左衛門、海老原多宮、藤本伴右衛門をして兵卒二百五十人を率ひて之に赴かしめた。五日門左衛門等が新野東上村に抵つた時に、藤九郎等二千餘人が日本原の傍なる山林に立て籠つて反抗の準備をなしつゝあるを聞き、直ちに之に向つて兵を進めた。農民等喊聲を擧げて勢を示すので、その出鼻を挫く爲めに小銃を連發した。然るにこの小銃には銃丸をこめて居なかつたので農民等之を侮つて屈しない。茲に於て巨礮二門を据えて林を砲撃した。樹木は倒れ枝葉は散亂するのでさしもの農民も遂に潰走し初めた。藩兵等之を追ふて捕へ事終をつげた。幕府は大阪町奉行稻垣淡路守に命じてこの事件を裁斷せしめたが、十月二十三日發頭人たる藤九郎及び與三右衛門は大阪で斬せられ、平吉寺二十四人を追放した。

(4) 明和六年(一七六九年)二月、森保春の領地久米南條郡の京尾、南畑の諸村の民はその近村

を煽動して富家を強迫し金穀財貨を掠奪した。二月十七日領主森保春は士卒百五十人を出して之を鎮壓し、張本人たる次郎右衛門、六次郎の二人を斬罪に處す。

(5) 文政八年(一八二五年)十二月、幕領たる勝北郡植月北村、津山藩内勝南郡金井村等の農民騷擾し近邑を煽動して暴動をなす、津山、龍野兩藩の出兵によつて鎮定す。

(6) 慶應二年(一八六六年)十一月、この歳の秋、大暴風ありて東北條郡の被害が最も甚かつた。そこで同郡行重村の直吉、政之亟、光次郎等は租税の輕減少きを憤り、十一月二十四日夜、村内荒坂に會合して遠近をかたらはんとしたが、一郷の者期せずして之に参加した。翌朝津山城下への途次、沿道の村落を煽動して勝南郡川邊村に至り、光次郎等は一千餘人を分つて英田郡倉敷村に向はしめ、自分は他の農民を率ひて津山城下に侵入した、藩士佐藤嘉吉等は懇諭して津山に入らしめない様に力めたが、勢にはやる農民達は之を聽かない。藩士は大橋門を鎖して侵入を防いだ。農民は津山町の東端林田町に入るや、手當り次第に酒肴を掠めて飲食し、銃卒を罵詈して止まぬ。甚しきは胸を露はして「撃てるならうつて見る」など、叫び、石を門に投じて破壊せんとし、天地も響けと喊聲を擧げる。銃卒は切齒して憤慨し、發砲して遂に光次郎等數人を殛した。古市左近、大島兵藏等は救恤すべきを述べて退散せん事を諭した。之で農民の勢も多少沮められたのであるが、其夜倉敷村より來りたる農民と合するに及びて再び勢を得、附近の富商七十餘戸を破壊した。藩政府も遂に武力を以て之を鎮壓した。

然るに二十六日には美作西部に於ても農民が暴動した。即ち大庭郡古見村の農民は先づ久世村

を襲ふて商家を破壊し、更に津山城下を襲はんとして中北村(久米北條郡)に至る。農民の數三千に及ぶ。中北村の中庄屋久山直助は農民を迎へて曰く、若し之より津山城下に廻らんとならば、先づ自分の家を破壊せよ、自分の家を破壊しない以上は、斷じてこの地を通過せしめないと呼び、先づ酒餉薪炭を備へて之に與へた。然るに農民等は一揆の數が多いからお前の薪炭で足るものかといふ。直助は薪炭がなくなれば門舎、倉庫、家屋順次にたいてしまへ、心配には及ばぬと答へたので、流石の農民達もその意氣に感じて敢て前進しなかつた。内藤氏の代官柴田順平、大庄屋安藤善右衛門(坪井下村人)等直助を助けて退散を諭したので、遂に十二月朔日に至つて農民は退去し、事平ぐ。

この外にも土岐氏の領邑たる英田郡の農民も亦騒動したのであるが、間もなく鎮壓せられた。翌年發頭人たる直吉等六人は終身獄に投せられた。

(7) 明治二年(一八六九年)十一月、主として鶴田藩内に起つたものである。その前年藩内の民心穏やかならず、庄屋を猜疑して之を誣告するものがある、彼等は自ら愁訴と稱した。而てこの愁訴に参加しないものは自ら正義と稱した。庄屋等の考へでは、藩主が舊祿に復しなければ、到底士卒を給養する事が出来ないから、藩主に代つて之を要求し、若し允されなければ復び龍野藩の所管にして貰ふといふ。そこで役人は庄屋の態度を慥惡し、徴税に當つて正義と愁訴との間に差別を設けた。偶々愁訴の者にして悔悟して黨を脱しようと思つても之を聽さない。そこで中立して自ら落印と稱した。かくして異様なる三の黨派が對立して人心不安の状態が約一年半計り續

いた。明治二年十一月に至つて藩は愁訴の兇暴を糾弾した。十六日訴黨は羽出木、搦の内に蜂起し、勝南郡を煽動して十九日には英田郡土居村に進んだ。その數は千を以て數ね、到る所に於て富豪を強迫し亂暴狼藉を極めた。次で久米南條郡下二箇山手村に進出したので、藩政府は士卒を出して六百餘人を捕へた。翌年八月十八日、山の上村幾藏、已之助、藤田上村定右衛門、吉兵衛を終身獄に投じ、その他十一人を徒刑に處した。

× × × × × × × ×

尙ほこの外にも暴動とはならなかつたが、農民運動として穩健且つ合理的に解決せられた事件が二回ある。その最初のもは享保十一年（一七二六年）三月、勝南郡に起つた事件である。享保十年には作州地方に雨なく凶作であつたが、殊に勝南郡十七ヶ村（下谷、周佐、行信、松尾、重藤、搦氣、長内、金屎、入田、岩見、田、稻穂、下山、鳥淵、青野、王子、城田村等）が最も甚しかつた。村民は代官保木左太郎（土居村に居す）に就きて救助を求めたが、その容る、所とならなかつた。この地方は幕領であつたから、周佐村の川上七兵衛等は直接に幕府に哀訴しようと思ひたが、佐太郎の干渉する所となりて果されなかつた。村民は大に之を怨み行信村矢吹正勝、上間村川上孫七郎は代官に迫つて幕府に歎願する事を求め、同月右の二人は自ら江戸に上つて救恤を乞ひ、更に八月再び東上して終に給恤を得て歸郷した。

その後寛政十年（一七九八年）六月にも略ぼ之と同様の事件があつた。即ち作州に散在する幕領たる龍野、久世、生野の支配下にある農民は、徴税の三分の一を金納とし、然かも津山市街の米

價(十月後半の均價を以て乗率となす)によらしめ、次で寛政九年八月より津山藩糶賣の價格による事としたので、之を不當として愁訴したのであるが、當局の容るゝ所とならなかつた。そこで池个野村の人岡伊八郎、廣戸村の人竹内源兵衛、目木村の人福島甚三郎、中山村の人國廣利右衛門の四人は、幕領二百二十八箇村の農民代表となりて江戸に上り、柳生主膳正に就きて舊制に復せん事を乞ふ、幕府遂に之を允す。

次に天明六丙午(一七八六年)十二月二十四日、津山藩内の農民が騒動せんとするの兆があるので上下不穩の氣に満ちた。そこで大庄屋達は申合せて藩政府へ伺書を上つた所、萬一非常の不法者があれば是非を分たす切り捨つべき旨を仰出された由が、天明八年の津山藩大庄屋勤方書上帳に記されてゐる。併しこの年には當局が早く農民不穩の狀を觀破して警戒したので騒動が勃發せずして濟んだのである。

この外、最も興味ある事件は一村のものが擧つて何處かへ逃散した事である。即ち延享三年(一七四六年)の冬、勝南郡稻穂村の庄屋等窮乏して租税を納むる事が出來ないので、遂に高四十餘石の地をすて、逃散した旨が東作誌に記されて居る。之は農民の消極的抵抗であるが、勇敢なる農民一揆よりも一層痛しい感がある。一揆を起す丈けの力はない、起したにしてもその身は亡びるし、座して忍ぶも亦餓死するの外ないのでこの擧に出たものと思はれる、先達て農民組合の杉山氏が京都大學での講演席上に於て、作州の農民が郷土をすて、死場所を伊勢に求め名を伊勢參宮に借りて家財一切を持って伊勢迄來たが、藤堂侯の知る所となり、幕府に傳へてその善後策を

2) 津山溫知會誌第八編三四頁
3) 美作略史坤容延享四年ノ條

東作誌(新訂作陽誌第五卷、三二五頁)には元文年中とある、

講じた由を述べて居た。その出典を聞く事を出来なかつたので、私自ら文献を漁つたがこの種の記録を見る事が出来なかつたが、或はこの村の連中かも知れぬ。

註 明治六年六月三日にも北條縣下に農民騒動あり、之は新政府の命令に反抗したものであつたが、根本記録を見ないし、又明治政府の確立後の事件なるの故に本稿に於ては之を除外した。

第二 作州農民騒動の原因

作州に於て右に述べた様に頻繁に農民騒動が発生したにつきては種々なる原因があるに違ない、勿論その根本的原因是封建制度そのものにあつたともいへようが、かゝる原因は作州だけに限られた事でないから、之は敢て論じない、作州特有の原因につきて少しく説明するであらう。而て之が爲めには先づ作州の自然的社會的事情を述べるの必要がある。

イ、作州の自然的社會的事情(豫件)

作州は山國で耕地が極めて少く、丘陵などは随分上の方迄開墾せられて居る、之も舊藩時代に大に奨励した結果である。作州では耕地擴張の爲めに如何に心を用ひたかは、平地に存する村落すらも強制的に山麓に移轉せしめた事によつても明かである。然かも農業以外には之といふ生業もなく、只林産物の製造が多少行はれた、之は東西二大川によつて備前地方に搬出する事が出来たけれども大したものではなく、殊に作州では徳川初期に於て已に山林に對して嚴密なる等級税法を課して居たので種々の不利があつた。又作州は雪の甚だ多い所で、冬期に労働を充分に行ふ事が出来ない。さればとて隣藩に出稼をなす由もなかつ

4) 棚稿、作州津山藩の村落移轉策(地球第五卷第四號)
5) 美作略史坤卷第三卷
津山週知會誌第四編二九頁

たのである。従て人口の増加率も極めて少く、又男女の組み合せが甚しく不健全であつた。例へば慶長十一年十二月の人口調査では十九萬六千三百六十人、内男が十萬四千六百二十人、女が九萬千〇四十人にして、農村人口は十六萬七千三百二人、内男子九萬六百三十二人である。即ち前者に於て男百人に對し女八十六人、後者に於て男百に對して女八十五である。而て明治七年には二十三萬九千五百八十一人、大正九年の國勢調査では二十六萬五千二百十七人である。二百八十六年間に僅か七萬人の増加を見たにすぎない。而て耕地面積も生業範圍もその間には著しく擴大せられた事と思ふから、舊時の人口は可なり稠密であると共に、その生活の程度の如何に低かつたかも推察する事が出来る。而て徳川中世以後の男女の組合は最も注目し値すべく、新訂作陽誌に就きて見るに、甚しき村では男百人に對して女五十人と謂ふが如きものもあり、良好な村でも一割以上女が少いのである。勞働力の少き女が澤山に間引かれたものと思はれる。

次に作州の農民一揆を考察する上に注意しなければならぬ事は、交通極めて不便にして、村から村へ行くにも一里二里の山谷を越ねばならぬといふ地理的事情である。この事は農民が團體運動をなすに甚だ不利な様であるが、又他面から見れば好都合である。何となれば藩政府がその陰謀を觀破する事が甚困難であるのみならず、又一朝一揆が勃發しても之を鎮定に出かける事も容易でないからである。この事は一揆を攻撃する場合や發頭人を捕縛する場合に藩の士卒の嘗さに經驗した事である。

次は作州地方の農民の由來血統である。作州は山國ではあるが仲々古い歴史を有し王朝時代に

6) 森家記録第一卷(矢吹氏所藏寫本)

7) 矢吹正則稿美作地理歴史集第三卷

も可なり文化が移入せられて居た。而て戰國時代にはこの地方で屢々戰爭が行はれたので、敗戦將卒にして土着の農民となりたるもの多く、又他地方の敗戦者もその交通不便の山地にして隠遁に好都合なため随分澤山に落ちのびて百姓となつた。故に徳川時代に於ても苗字帯刀を許される様な名門豪族が澤山に居た。故に新開地方の經濟的事由に基く移民者など、大にその性質の異なるものがあり、武士氣質のものが多く、時の支配者階級が外來者の新分限のものだから、之を輕侮し反抗するが如き氣風の強かつた事は、作州の農民運動を考ふる上に極めて重要な事柄であると思ふ。作州の農民騒動が暴力によつた場合でも、又穩健な交渉によつた場合でも、双方共正々堂々と戦ひ或は合理的理智的に論戦せしが如きは、全くこの農民の由來、傳統と何等かの關係あるものといはねばならぬ。然かも斯の如き農民が騒動毎に敗北せしはその武器、統制及び兵糧等の不充分に基くものであつて當時の事情としては止むを得ない所である。

□ 作州農民騒動の近因 作州農民騒動の近因は、他の地方に於ける場合と同じく、支配階級の苛斂誅求と關連し、凶作に基く經濟の困難より集團的威力によつて支配階級に反抗し、以て之が輕減を計らんとしたものが多きようであるが、又時には富豪に對する反感のみによつて起つた場合もある、之は敢て政治上の支配階級に反抗しようといふのではなく、單に富豪の金穀物品を掠奪して平素の腹いせをしたものにすぎない。而てこの場合には少數の野心家の煽動によつて騒動が起つた様に記されて居る。之は今日の社會運動につきても見得られない事はないが、併したとひ一二の野心家が宣傳したにしてもかくの如き大運動となるには矢張り民衆の間に流れて

居る反抗の精神に基くものといはねばならぬ。併しその何れの場合たるを問はず、社會の根本的改造の理想とか、或は一定の社會觀に立脚しての統一的團體運動ではなく、且つ持續性を有しない。單にその場の苦痛を軽減せんとするものか、又は絶望的な暴力的復讐にすぎない。この意味に於て實に作州の農民騒動のみならず、徳川時代を通じての農民運動は、一派の人々がいふ様によつて徳川の中央集権の封建制度が龜裂を生じ初めたのではなく、封建制度そのもの、力によつて自ら崩壞の過程を辿り、その制度の缺陷が暴露し初めた時に漸やく斯の如き社會運動が發生し得たと解すべきものであらう。

第三 作州農民騒動の態様

作州の農民騒動の態様も他地方のそれと敢て異なる所はない。主謀者は先づ同志と氣脈を通じて計畫を樹て愈々農民を團結して農官に強訴し、その聽入れられざるに及んで城下に押しよせ、當局に直訴せんと企てた。作州は上述の如く村落が離れ々に存在するので多數の村落が團結するのは一見困難であつたと思はれるが、多くの場合に於て非常に廣き範圍に亘つて各村の主謀者が早くより連絡をこつて計畫し、騒動の多くが突發的でなかつた事は注目すべき事柄である。最も廣く世間に知らるゝ山中騒動の起つた西作地方は極めて交通の不便な所であるに拘はらず、多數の村々が長い間團結して騒動を起して居るし、殊に寛政十年に幕領全體に亘つて行はれた租稅輕減運動の如きは實に二百二十八村の農民が聯合して行つたものであるが、幸に暴動には至らな

かつたにしろ、可なり組織的に運動が行はれたものと思はれる。

尙ほ作州の農民騒動の特色は、その租税軽減運動に於ては平穩且つ合理的に問題を解決しようと努力した事は、諸種の記録に之を覗ふ事が出来る。單に團體の力によつて政府を強制せしに止り、附近の富豪を破壊し掠奪をなせし程度は比較的輕微の様である。之は確かに指揮者のよろしきを得た事に基くものであらう。之に反しその動機が單に富者に對する反抗にあつた場合に於ては、最初より暴動をなし掠奪を逞ふしたが、鎮壓の士卒が來れば強硬に抵抗せず、直ぐ退散して居る。

第四 作州農民騒動の始末

農民運動が穩健且つ合理的にして敢て取つて集團の暴力を以て強迫するが如き舉に出でない場合には、農民等の主張を尊重し之を聽き入れた場合が多い。かの山中騒動の初期にしてもさうであるし、又幕領の農民が租税軽減運動を爲したる場合にも、土地の代官は農民代表者の東上して直接に當局者と交渉する事を認め、その結果無事に事件が落着して居る。然るにその運動方法の狂暴なるに於ては寸毫も假借せず、武士は正々堂々武器を執つて之を襲撃して平定した。従て農民側の屈服に終り、農民の主張は入れられず、徒らに多くの人命を犠牲に供した丈けの結果となつて居る。鎮壓方法は可なり峻烈で、鬭争中にも随分殺されて居るが、平定後にも主要人物を檢舉して磔刑や斬罪に處して居る。併し農民騒動の處刑が時代を下るにつれて輕くなつて居るのは極めて興味ある事である。例へば享保の山中騒動に於ては五十人の農民が死刑に處せられて居るが、

幕末の頃には重くて終身獄に投せられた位の事である。農民騒動の社會的意義の變化、支配階級の勢力の衰退を示すものといへよう。

上の如く作州に於ては積極的な農民騒動は殆ど何れも所期の目的を貫徹し得ざりしのみならず、その拂へる犠牲は農民運動の直接目的に對しては無意味に終つたのである。又一旦暴動を起したものの、武士の態度が案外強硬なので、主謀者が恐れて逃げかくれた場合もある。例へば山中騒動に於ける見尾村の彌次郎、日向の半六の如きはそれである。見尾村彌次郎の逮捕せらるゝにつきては一の劇的場面がある。即ち農民一揆が武士の猛烈なる糾弾をおそれて退散するや、自分もその捕はるゝを恐れて自分の村に逃げ歸つた、この村は湯原川の河谷にある村落で通路は狹隘急坂であつて捕り手の役人も容易に入る事が出来なかつた。併し武士どもは遂に侵入して來たので彌次郎は自家の南方なる山中の岩窟に逃れた。そして彼の愛犬が時々食物を籠に入れて運んで來たといふ。彌次郎を祀つた小祠の傍にその犬の祠がある。この岩窟は數丈の大岩の中央にあつて容易に之を攀づる事は出来ない。最初は村人は彌次郎の在りかを知らせなかつたが、村人は遂にかくし切れなくなつてこの岩窟を示した。捕手の役人は直に之に向つたが彌次郎は豫ねてより附近から石を澤山に運び來つて萬一に備へた。捕手の役人の來るに及んで之を投ず、役人爲めに攀づる事が出来ない。役人等止むを得ず、遂に彌次郎の家に至つて妻子を縛し、川に沿ふて連れ歸らんとした。彌次郎はその妻子の縛につきて村はづれの峠を過ぐる。見て坐視する事能はず、岩窟を出で、縛につき妻子の解放されん事を願つたといふ事である。この峠を今でも彌次郎峠と

村人共はいふて居る。

結 言

以上を以て作州の農民騒動を述べたのであるが、併し徳川時代を通じての農民騒動と根本的に異なる點はない様である。只よくも之れだけ頻繁に騒動が出来たものであると何人も驚かざるを得ぬであらう。たとひ同一地に於て、ないにしても、作州は小國である、言ひつき語りついで農民騒動の悲惨なる末路は十年二十年の間は尙ほ人の耳朶に残つて居た事と思ふ。それにくり返へして幾度となく慘劇を演じ犠牲を拂つても敢て意としなかつたに見るも、作州の農民の生活が如何に困難であつたかも知像に難くない。又作州の農民騒動の鎮定に際しても武士が詐欺術策によらずして武士らしく戦つた事は當時として珍しい事である。併し之等の特色は單に派生的な外的事實にすぎない。決して他國の農民騒動と本質的に異なるものではない。

尙ほ徳川時代の一般農民騒動が、その封建制度の崩壞に對して如何なる意義を有するかを少しく考へて見たい。社會は一のオルガニズムである、故に一定の社會は一定の發達を遂げれば、恰も樹木の年壽を完ふすれば朽ちて崩壞するが如くに、何時かは必然的に崩壞するものである。而して社會を崩壞せしむる最も重大なる素因は、その社會の社會たる所以のもの、即ち最も顯著なる特徴でなければならぬ。例へばマンモースの滅亡せし原因はマンモースをしてよく發達せしめ舊世界に横行せしむる事を得たるその偉大なる體軀とその牙とであつたが、その體軀と牙とか聽て

マンモース自らを滅亡せしめたのである。資本主義社會に於ては資本主義そのもの、中に、封建制度の社會は封建制度そのもの、中にその社會を亡ぼすべき萌芽を胚胎して居ると思ふ。勿論社會の機械的なる疾患は恰も、生物に於ける機械的疾患がその個體を滅亡せしむる事がある様に、社會の滅亡の遠因となる事があるが、徳川時代の農民騒動は全く器械的なる社會的疾患にすぎない。社會組織の中樞を痲痺せしめ得たとは思はれないし、又之は封建制度と本質的に矛盾する現象ではない。何となれば農民騒動には深い哲學的的人生觀、社會觀を有せず、當の目的はその場の經濟的苦痛の輕減又は絶望的なる暴力反抗にすぎないからである。尤も封建制度といふ一大木の甘皮、即ちその社會を養ふ所ものは農民であつたが、その組織中の農民が本木と獨立にその木を倒すの機能はない、寧ろその組織の下に於ては甘皮は組織全體の老衰すると共に硬化するのであつて、その時に起つた疾患が農民騒動である。故に農民騒動を以て明治維新の先驅であるとする事には多く議論の餘地がある。維新當時農民がその運動に参加するもの、如何に少かつたか、又明治維新後に於ても屢々農民騒動が起つたが、矢張り徳川時代のそれと同じく、何等の哲學を有しない、その場限りの運動であつた事によつても明かである。之れと同時に明治維新の元勳を以て封建制度打破の恩人とするのも亦誤りである。彼等は封建制度そのものが自ら打ち枯れた時に偶然に巡り合はせたのでその倒れか、つた朽木に一つの斧鉞を加へたにすぎない。農民騒動は單なる機械的社會疾患にすぎないのであるから農民騒動の研究は封建社會に於ける誅求の度、農民の生活状態を知るの材料にはなるが、その他の點につきては大した社會的意義を有しないものといふべきである。今日の農民運動など、本質的に異なる範疇であることに注意せねばならぬ。